

野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第 22 号

野田市水道事業の設置等に関する条例及び野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(野田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 野田市水道事業の設置等に関する条例（昭和 46 年野田市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(野田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 野田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年野田市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日（令和 8 年 9 月 24 日）から施行する。